

Press Release



報道関係者 各位

令和元年8月21日

【照会先】

政策統括官付参事官付賃金福祉統計室

室 長 中原 慎一 室長補佐 井上 明子

担 当 係 安全衛生第一係 (内線 7662、7663)

(代表電話) 03 (5253) 1111 (直通電話) 03 (3595) 3147

平成30年「労働安全衛生調査(実態調査)」の結果を公表します

厚生労働省では、このほど、「平成30年労働安全衛生調査(実態調査)」の結果を取りまとめましたので、公表します。

労働安全衛生調査は、周期的にテーマを変えて調査を行っており、平成30年は事業所が行っている労働災害防止活動及び安全衛生管理の実施状況等の実態並びにそこで働く労働者の仕事や職業生活における不安やストレス、受動喫煙等の実態について調査を行っております。

今回の調査では、17 大産業*に属し常用労働者 10 人以上を雇用する民営事業所のうちから無作為に抽出した約 14,000 事業所並びに当該事業所に雇用される常用労働者及び受け入れた派遣労働者のうちから無作為に抽出した約 18,000 人を調査客体とし、それぞれ 7,658 事業所及び 9,039 人から有効回答を得ました。

【調査結果のポイント】

〔事業所調査〕

1 メンタルヘルス対策*に取り組んでいる事業所の割合は59.2%(平成29年調査58.4%)

【4頁·第1図、第2表】

- 2 受動喫煙防止対策^{**}に取り組んでいる事業所の割合は88.5%(同85.4%) 受動喫煙防止対策の取組を進めるにあたり、問題があるとする事業所の割合は37.4% (同42.6%) 【7~9頁・第2図、第3図、第7表、第8表】
- 3 傷病(がん、糖尿病等の私傷病)を抱えた労働者*に対して、治療と仕事を両立できるような取組を行っている事業所の割合は55.8%(同46.7%)

そのうち、取組に関し困難なことや課題と感じていることがある事業所の割合は 76.1% (同 76.2%) 【10~11 頁・第 9 表、第 10 表】

[労働者調査]

1 現在の自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み、ストレスとなっていると感じる事柄がある労働者の割合は 58.0% (平成 29 年調査 58.3%)

そのうち、ストレスとなっていると感じている事柄(主なもの3つ以内)は「仕事の質・ 量」が59.4%(同62.6%)と最も多い 【18頁・第5図、第18表】

2 職場で受動喫煙がある労働者の割合は28.9%

【19頁·第6図】

詳細は、別添(概況)をご覧ください。
※は、「用語の説明」(裏面)を参照。

※17 大産業

日本標準産業分類(平成25年10月改定)による「農業、林業」(林業に限る。)、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)」

※メンタルヘルス対策

事業所において事業者が講ずるように努めるべき労働者の心の健康の保持増進のための措置をいう(労働安全衛生法第70条の2、労働者の心の健康の保持増進のための指針)。

※受動喫煙防止対策

労働者の健康を保持・増進する観点から、室内又はこれに準ずる環境における 労働者の受動喫煙(他の人のたばこの煙を吸引すること)を防止するため、事業者 及び事業所の実情に応じ適切な措置を講ずることをいう。平成27年6月1日から、 事業者の努力義務となっている(労働安全衛生法第68条の2)。

※傷病(がん、糖尿病等の私傷病)を抱えた労働者

労災補償を請求又は決定された者を除き、脳血管疾患、心疾患、筋骨格系疾患、 がん、ストレス性疾患、糖尿病、骨折などの長期の治療が必要となる私傷病を抱え、 事業所において就業するにあたって、何らかの配慮を必要とする労働者をいう。